

高松市・塩江町合併協議会
第 7 回 会 議 資 料

日 時：平成 1 6 年 1 月 1 6 日（金）

午後 1 時 3 0 分～

場 所：塩江町役場 2 階大会議室

目 次

(協 議 事 項)

協議第 9号	都市提携（協定項目第24-1号）について（第6回会議提案：継続協議）	1
協議第10号	電算システム事業（協定項目第24-2号）について（第6回会議提案：継続協議）	4
協議第11号	広聴広報事業（協定項目第24-3号）について（第6回会議提案：継続協議）	7
協議第12号	消防団の取扱い（協定項目第19号）について	10
協議第13号	国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）について	13
協議第14号	コミュニティ施策（協定項目第24-5号）について	16
協議第15号	その他の事業（女性政策）（協定項目第24-24号）について	19

(そ の 他)

高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について	21
-------------------------	----

協議第 9 号（第 6 回会議提案：継続協議）

都市提携（協定項目第 2 4 - 1 号）について

都市提携（協定項目第 2 4 - 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 8 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 号	都市提携
<p>高松市の都市提携については、継続する。</p> <p>塩江町の都市提携・交流については、交流先の意思等を尊重し、合併時までに、地域間交流等のあり方を含め、調整するものとする。</p>		

平成 1 6 年 1 月 1 6 日 確認

(資料)

都市提携（協定項目第24-1号）について

現 況			
高 松 市	塩 江 町		
<p>【国外都市との提携】</p> <p>セント・ピーターズバーグ市（アメリカ） 昭和36年10月5日都市提携（姉妹都市）</p> <p>トゥール市（フランス）昭和63年6月3日都市提携（姉妹都市）</p> <p>南昌市（中国）平成2年9月28日都市提携（友好都市）</p> <p>【国内都市との提携】</p> <p>彦根市（滋賀県）昭和41年8月15日都市提携（姉妹城都市）</p> <p>水戸市（茨城県）昭和49年4月13日都市提携（親善都市）</p> <p>矢島町（秋田県）平成11年10月27日都市提携（友好都市）</p>	<p>【国外都市との提携】</p> <p>該当なし</p> <p>【国内都市との提携】</p> <p>枚方市（大阪府）昭和62年2月20日都市提携（友好都市）</p>		
先進地域の事例（参考10市）			
<table border="1"><tr><td>平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「都市提携」が協議された市</td><td>3市</td></tr></table>		平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「都市提携」が協議された市	3市
平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「都市提携」が協議された市	3市		
<p>大船渡市 三陸町の姉妹都市、銀河連邦については、合併後も継続するものとする。</p> <p>つくば市 原則としてつくば市の制度を適用するものとする。ただし、荃崎町の姉妹都市交流及び文化・スポーツ交流事業は、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。</p> <p>福山市 新市鎮との友好交流と協力関係締結に関する仮協議については、新市町の結論を尊重するものとする。</p>			

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

都市提携（協定項目第24-1号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市11市のうち、都市提携について確認した市 5市

秋田市

姉妹都市等交流事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、米国ミネソタ州セント・クラウド市については、新市において交流を継続する。

富山市

姉妹都市及び友好都市については、新市に引き継ぐ。

岐阜市

- 1 国際姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続するものとする。なお、現在柳津町のおこなっているサンダーベイ市との友好都市交流については、相手の意思等を確認し、合併後に調整するものとする。
- 2 国内姉妹都市・友好都市については、合併を行う旨を知らせ、相手の意思等を確認し、合併後に地域間交流等のありかたを含め、調整するものとする。

長崎市

外海町の姉妹都市提携は、長崎市に引き継ぐものとする。
野母崎町及び三和町の他の自治体との友好交流事業は、合併までに廃止する。

鹿児島市

- 1 吉田町の全国吉田町交流及び喜入町の姉妹都市については、合併時までに交流先の意向等も踏まえ、交流の内容について協議するものとする。
- 2 桜島町の友好都市については、合併時までに相手方の意向等も踏まえ、その取扱いを決定するものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第10号(第6回会議提案:継続協議)

電算システム事業(協定項目第24-2号)について

電算システム事業(協定項目第24-2号)を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成15年12月8日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-2号	電算システム事業
<p>電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。</p> <p>統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。</p> <p>ただし、高松市にないシステムについては、塩江町のシステムに必要な改修を加え使用する。</p>		

平成16年1月16日 確認

(資料)

電算システム事業(協定項目第24-2号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「電算システム事業」が協議された市 5市

潮来市

住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

大船渡市

原則として大船渡市の制度に早期に統一を図るよう調整する。

呉市

下蒲刈町の電算システムは、合併時に呉市の電算システムに統合し、住民サービスの低下を招かないよう速やかに調整していくものとする。

新居浜市

電算システム事業については、新居浜市の電算システムに、早期に統一を図るよう調整するものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

(資料)

電算システム事業(協定項目第24-2号)について

先進地域の事例(中核市)

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市11市のうち、電算システム事業について確認した市 2市

秋田市

電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合を図る。
統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

鹿児島市

電算システムについては、合併時に鹿児島市のシステムに統合するものとする。ただし、各町で現行どおりの運用が必要なシステムについては、合併が行われた日の属する年度の翌年度までに統合するものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 1 1 号 (第 6 回会議提案 : 継続協議)

広聴広報事業 (協定項目第 2 4 - 3 号) について

広聴広報事業 (協定項目第 2 4 - 3 号) を次のとおり決定することについて、
協議を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 8 日 提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 3 号	広聴広報事業
<p>広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、現在、塩江町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。</p>		

平成 1 6 年 1 月 1 6 日 確認

(資料)

広聴広報事業(協定項目第24-3号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「広聴広報事業」が協議された市 4市

福山市

福山市の制度に統一するものとする。

新居浜市

広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。

新発田市

豊浦町で実施している相談業務については、新発田市の相談業務に統合する。ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

広聴広報事業（協定項目第24-3号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市11市のうち、広聴広報事業について確認した市 6市

秋田市

広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

岐阜市

1 広報紙については、タブロイド版にて月2回発行するものとする。なお、各世帯への配布方法については、地域の実情を勘案しつつ合併時までに調整するものとする。

また、広報紙以外の発行物については、住民の利便性を考慮し広報紙及びくらしのガイドへの集約を基本とするものとする。

2 住民提案制度等の広聴事業については、合併後も引き続き充実を図るよう努めるものとする。

3 市町の広報板の管理等の取扱いについては、現行のとおりとするものとする。なお、合併後新たに設置する広報板については、岐阜市の広報板設置費補助制度を適用するものとする。

堺市

堺市の例に合わせ、継続して実施する。

長崎市

広報広聴事業は、長崎市の制度に統一するものとする。

鹿児島市

広聴広報関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 1 2 号

消防団の取扱い（協定項目第 1 9 号）について

消防団の取扱い（協定項目第 1 9 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 月 1 6 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 9 号	消防団の取扱い
<p>塩江町消防団は、高松市消防団に統合する。</p> <p>消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

消防団の取扱い(協定項目第19号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「消防団の取扱い」が協議された市 9市

潮来市

- (1) 合併時、潮来町に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 報酬については、消防団の統合時に潮来町の制度に統一するものとする。

大船渡市

三陸町の消防団は、現行体制のまま大船渡市の消防団に統合する。団員の報酬については、大船渡市の基準に統一する。当分の間、現行のとおりとし、市の施設として取り扱う方向で団と協議する。

つくば市

荃崎町消防団は現行どおりつくば市に引き継ぐものとし、分団数、団員及び定数については合併後速やかに調整する。ただし、団員の手当等については、つくば市の制度を適用する。

呉市

下蒲刈町の消防団は、全団員を呉市の消防団組織に統合し、再編整備をしていく。

新居浜市

- (1) 合併時に新居浜市に統合するものとする。
- (2) 報酬及び費用弁償等については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- (3) 定数等の見直しについては、新市の消防計画に基づき調整するものとする。

新発田市

豊浦町の消防団の分団については、現行どおり新市に引継ぎ、合併後の再編を検討する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

消防団の取扱い（協定項目第19号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市11市のうち、消防団の取扱いについて確認した市 5市

秋田市

消防事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。なお、河辺町および雄和町の消防団は合併時に秋田市消防団に統合するものとする。

岐阜市

- （1） 消防団の組織及び団員については、岐阜市に引き継ぐものとする。ただし、合併後、組織の再編に向け、調整を行うものとする。
- （2） 任用、報酬、費用弁償、退職報償金及び運営補助については、岐阜市の制度に統一するものとする。
- （3） 式典等の行事及び消防機械器具等については、現行のとおりとするものとする。ただし、合併後、消防団の組織の再編に合わせて調整を行うものとする。
- （4） 消防相互応援協定については、現行のとおり岐阜市に引き継ぐものとする。

堺市

新制度に再編。現美原町消防団を現体制で存続し、活動区域を現美原町域に限定した「堺市美原町消防団」に改正する。

高知市

- （1） 鏡村及び土佐山村の消防団は、高知市の消防団に統合するものとする。
- （2） 鏡村及び土佐山村の消防団員の報酬、費用弁償は、高知市に統合するものとする。

長崎市

消防防災関係事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。ただし、消防団については、当分の間、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町をそれぞれ地区として組織を再編するものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 1 3 号

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）について

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第 2 2 号）を次のとおり決定すること
について、協議を求める。

平成 1 6 年 1 月 1 6 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 2 号	国民健康保険事業の取扱い
国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の 翌年度から高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

国民健康保険事業の取扱い(協定項目第22号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「国民健康保険事業の取扱い」が協議された市 5市

大船渡市

- (1) 保険税の取扱い保険税率は、合併特例法第10条の規定により、合併年度は不均一課税とし、翌年度から新たに税率を設定する。
- (2) 保険給付、保健事業の取扱いは、合併年度から給付水準の高い方に統一する。

廿日市市

- (1) 国民健康保険税の税率、納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。
- (2) 葬祭費に係る給付については、廿日市市の例に統一する。

新居浜市

別子山村の国民健康保険事業については、原則として新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、国民健康保険料については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5カ年度は不均一の賦課とする。

野田市

国民健康保険税の限度額、賦課期日、納期、減免については、両市町とも同一内容ですが、税率については、両市町で異なります(関宿町の方が高い)ので、野田市の税率を適用します。(例:関宿町の医療分の所得割 8.9/100 野田市の医療分の所得割 7.4/100。調整財源については、一般会計からの繰入にて対応します。)

新発田市

国民健康保険事業の中で、両市町に差異があるものについては、次のとおり取扱う。人間ドック助成事業については、平成15年度から両市町において統一した新制度を適用する。豊浦町の健康優良世帯表彰制度については廃止し、新市で啓発事業等について検討する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市11市のうち、国民健康保険事業の取扱いについて確認した市 4市

秋田市

国民健康保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、1市2町において税率等および葬祭費の給付額の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 国民健康保険税の賦課については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による
- 2 葬祭費の給付額については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。

高知市

- 1 高知市の国民健康保険料、鏡村及び土佐山村の国民健康保険税は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の国民健康保険料に統一するものとする。
- 2 保険料率は、高知市の制度を基本に新たに定めるものとする。
- 3 保険料の賦課方式は、高知市の3方式（所得割・均等割・平等割）に統一するものとする。
- 4 保険料の納期は、高知市の10期制（6月～翌年3月）に統一するものとする。
- 5 保険料の前納報奨金は、高知市の制度を引き継ぐものとする。
- 6 保険料の独自軽減制度（世帯主が障害者・老人・寡婦に該当し、世帯の所得の合計が100万円以下の場合）は、高知市の制度を引き継ぐものとする。
- 7 高知市の国民健康保険料の減免制度、鏡村及び土佐山村の国民健康保険税の減免制度は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の国民健康保険料の減免制度に統一するものとする。
- 8 高知市が実施しているはり・きゅう施術費の助成制度は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度を引き継ぐものとする。
- 9 葬祭費は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一するものとする。
- 10 高額療養費の貸付制度は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から受領委任方式を採用するものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 14 号

コミュニティ施策（協定項目第 24 - 5 号）について

コミュニティ施策（協定項目第 24 - 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 1 月 16 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 5 号	コミュニティ施策
コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

コミュニティ施策(協定項目第24-5号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「コミュニティ施策」が協議された市 5市

大船渡市

まつり行事は、従来の実施状況を尊重し、新市の活性化につながるよう実施する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域のコミュニティ活動事業等の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

新居浜市

コミュニティ事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。ただし、別子山村が管理委託している集会所については、合併時に管理委託している団体に貸付するものとし、貸付料については、合併以後3年間に限り無償とし、それ以後、新居浜市の制度に統一するものとする。

新発田市

ア 自治会・町内会の委託料・報酬については、新発田市の制度を適用する。ただし、平成15年度は現行どおりとする。

イ 公会堂等建築事業補助金については、豊浦地区において、当分の間、現行どおりとする。

ウ 全国豊浦町交流事業については、廃止する。

エ 郷人会組織である下町新発田会及びえちご豊浦会に対する支援については、当分の間、現行どおりとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

コミュニティ施策（協定項目第24-5号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市11市のうち、コミュニティ施策について確認した市 3市

秋田市

住民自治関係事業については、合併時又は合併年度の翌年度から秋田市の制度に統一する。

長崎市

自治会・住民活動関係事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。ただし、住民生活への影響が大きいものについては、各町の地域特性等を勘案し、一定期間、経過措置を講じるものとする。なお、調整項目の詳細については別紙のとおりとする。

鹿児島市

- 1 町内会・自治公民館等の自治組織については、5町の自治公民館・集落を、合併時に鹿児島市の単位町内会と同一の組織として位置づけるものとする。
- 2 コミュニティ関係事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 行政連絡員制度については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の運営方法については、段階的調整を行うものとする。
- 4 自治組織への運営補助金については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の補助金の額については、段階的調整を行うものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第15号

その他の事業（女性政策）（協定項目第24-24号）について

その他の事業（女性政策）（協定項目第24-24号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年 1月16日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業（女性政策）
女性政策については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

その他の事業(女性政策)(協定項目第24-24号)について

先進地域の事例(中核市)

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市11市のうち、女性政策について確認した市 2市

秋田市

男女共生事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

鹿児島市

女性政策事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

4 その他

(1) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

ア 第8回会議

(ア) 日時 平成16年2月12日(木)午前10時

(イ) 場所 高松市役所13階 大会議室

イ 第9回会議

(ア) 日時 平成16年4月

(イ) 場所 高松市役所 会議室